

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区の変更に係る都市計画の案を作成したので、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該案を縦覧に供します。

なお、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

平成29年9月4日

京都市長 門川 大作

## 1 都市計画を定める土地の区域

### 変更する部分

京都市北区上賀茂豊田町、上賀茂畔勝町、上賀茂池端町、上賀茂高繩手町、西賀茂下庄田町、西賀茂上庄田町、西賀茂檜ノ木町及び大宮西山ノ前町の各一部

京都市左京区上高野深田町、一乗寺大新開町、静市市原町、八瀬秋元町、岩倉忠在地町、岩倉上蔵町、岩倉長谷町、岩倉幡枝町及び岩倉三笠町の各一部

京都市山科区東野舞台町、東野森野町、西野櫃川町、大塚元屋敷町、小山西御所町、大宅古海道町、柳辻草海道町、勧修寺御所内町及び西野山欠ノ上町の各一部

京都市南区吉祥院石原西町、吉祥院嶋高町、上鳥羽卯ノ花、上鳥羽中河原、上鳥羽西浦町、久世川原町、久世殿城町、久世大藪町、久世築山町及び久世東土川町の各一部

京都市右京区太秦森ケ東町、嵯峨新宮町、嵯峨大覚寺門前八軒町、嵯峨釈迦堂門前瀬戸川町及び宇多野福王子町の各一部

京都市西京区上桂北ノ口町、下津林芝ノ宮町、牛ヶ瀬奥ノ防町、檜原久保町、松室吾田神町及び嵐山東海道町の各一部

京都市伏見区桃山町正宗、醍醐落保町、醍醐南里町、日野馬場出町、日野西大道町、日野西川類、日野奥出、石田森南町、深草大亀谷大谷町、深草大亀谷東寺町、深草大亀谷六躰町、深草坊町、深草真宗院山町、竹田中島町、下鳥羽西柳長町、下鳥羽南柳長町、下鳥羽東芹川町、下鳥羽西芹川町、横大路中之庄町、横大路鍬ノ本、横大路畔ノ内、横大路一本木、横大路下三栖里ノ内、久我本町、久我御旅町、久我西出町、羽束師菱川町、羽束師古川町及び羽束師鴨川町の各一部

## 2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

### 3 縦覧期間

平成29年9月4日から同月19日まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。）

### 4 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までは除く。）

### 5 意見書の提出

当該都市計画の案について意見書を提出しようとする方は、住所、氏名及び都市計画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧期間満了の日までに（必着。ただし、郵送による場合は、期間満了の日までの消印のあるものは有効）、京都市都市計画局都市企画部都市計画課に直接持参又は郵送（〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地、京都市都市計画局都市企画部都市計画課）、ファックス（075-222-3472）若しくは電子メール（[tokeika@city.kyoto.lg.jp](mailto:tokeika@city.kyoto.lg.jp)）により提出してください。

### 6 問合せ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

電話番号 075-222-3505

（都市計画局都市企画部都市計画課）